名字で呼ばれ「うれしい」

戸籍がない 上

戸籍は、名前、生まれた日、家族関係を証明する身分証明の基礎となる公文書だ。だが、出生届が出されず、戸籍がないまま暮らしている人たちがいる。無戸籍であることがどんな困難をもたらすか、無戸籍の人を支援するためには何が必要か。3回にわたって考える。

生まれてから33年を経て戸籍に記載されたアキさん。「これからは今までできなかったことをしたい」と語る＝兵庫県内で、三浦博之撮影

●小学校に行けない

「丸井さん」。名字で呼ばれると、「個人として扱ってもらえる」とうれしさを覚える。神奈川県内に住む丸井アキさん(33)＝仮名＝には今年7月まで、戸籍がなかった。

製造業の父と、主婦の母との3人暮らし。「私は他の人と違う」と感じるようになったのは、10歳ごろ。近所の年下の子がランドセルを背負って小学校に行き始めたのに、自分は行っていない。「どうして私は行けないの？」。口ごもる親の姿を見て聞けなくなった。

両親は周囲に、アキさんが私立学校に通学していると偽った。アキさんは本を読んだり、ドリルで書き取りを練習したりして、1人で過ごした。幼い頃は近所に遊び友達もいたが、学校に通っていない秘密を抱えて付き合うのがつらく、自分から遠ざけた。

16歳の頃、歯医者に行き、健康保険証の提示を求められた。親に用意を頼んだが、準備する気配がない。「みんな持ってるものじゃないの？」。また疑問が膨らんだ。

そのうち、家にこもるようになった。不景気で、父の勤める会社が倒産。働きたくても、履歴書に何も書けない。

「寝て、起きて、食べる。毎日が同じで、曜日の感覚もない。両親が亡くなったら、私一人でどう生きたらいいのか」。布団から出られない日が続いた。

自分に戸籍がない、と知ったのは20代。母親に「前の夫との離婚が成立していなくて、出生届を出せなかった」と打ち明けられた。

母親は九州地方で前夫と結婚していたが、日常的に暴力を振るわれた。1980年に家を出て別居後、アキさんの父親となる男性と暮らし始め、82年にアキさんが生まれた。出生届を役所へ提出しに行ったが、婚姻中の夫の戸籍に入ることになると言われ、アキさんの存在を知られるのを恐れて出せなかった。

事態が動いたのが昨年だ。6月にやっと母親と前夫との離婚が成立。アキさんが新聞で見つけた支援団体「民法772条による無戸籍児家族の会（神戸市）」に連絡を取り、実の父に親子関係を認めてもらう「認知調停」を申し立てるよう助言を得た。今年6月に実父との親子関係が確定し、約1カ月後、父の戸籍にアキさんの名前が記載された。

●背景に民法規定

背景にあるのが、民法772条。1項で「妻が婚姻中に懐胎（妊娠）した子は夫の子」、2項で「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」と推定する。子どもへの責任を負うべき父親を早く決めるための規定だ。だが結婚生活の破綻から離婚成立までに別の男性との間に子どもを妊娠した場合、この「推定」を覆す裁判手続きが当事者にとって重い負担になっている。

手続きは①前夫が自分の子であることを否定する「嫡出否認」②前夫と子の間に親子関係がないことを確認する「親子関係不存在確認」③前述のアキさんのケースにあたる「認知」――の3種類。①②は前夫の証言が不可欠で、ここ数年で広がってきた③も裁判官の判断次第で前夫の関わりを必要とする場合がある。

2008年の会結成以来、全国から相談を受ける「家族の会」の井戸正枝代表(49)は「無戸籍が長期化している人の約8割が前夫のDV（ドメスティックバイオレンス）や貧困など複合的な問題を抱えている」と指摘する。

大阪府内の無戸籍の女性(31)は「母親の前夫への恐怖心が強く、離婚を進めるのが大変だった」と漏らす。前夫から「実家に帰ったら家を燃やす」と脅されていた母親は、遠方に逃げてからも数年間仮名で過ごした。女性が数年かけて説得し、別居から30年以上経て離婚調停を起こしたが、家裁の前で前夫が待ち伏せし、慌てて逃げたという。

●全国に665人

法務省が昨年7月に始めた調査では、先月10日時点で無戸籍の人は全国に665人。うち約8割が民法772条によって無戸籍になっている人だ。条文は07、08年ごろ、特に2項が「離婚後300日問題」として注目され、離婚後の妊娠である医師の証明があれば前夫を父としない出生届を受理する救済策が取られた。

だが当時の同省の推計で、離婚後300日以内に生まれる年間3000人のうち、「離婚後の妊娠」は1割。親の離婚成立前に生まれ、出生届が出されない子は統計もない。

33歳で戸籍に記載されたアキさんは、弁護士に紹介された入浴設備の清掃の仕事に就いた。「どこの学校だった？」という同僚の一言に胸が痛む。無戸籍でも小学校に通えたことを最近知ったが、親を恨む気持ちはない。「貧しい家庭で苦労して育った親が、知識を持てなかったことを責められない。ただ私のような思いをする子が出ないようにしてほしい」　【反橋希美】

無戸籍問題

日本人であることが明らかだが、何らかの事情で出生届が出されない人の問題をいう。戸籍がなければ、住民票の作成▽パスポートの発給▽銀行口座開設などの契約行為▽国家資格の取得――などが難しくなる。07～08年に無戸籍問題が注目された際、一定の条件付きで、無戸籍での住民票作成やパスポートの発給が認められた。無戸籍でも小中学校への通学は可能で、保育所入所や児童手当支給などの行政サービスも受けられるが、当事者側からの相談が必要。支援者からは「周知が不十分で当事者がサービスを受けられることを知らず、行政窓口の職員も知識がなく、門前払いされたケースもある」との指摘がある。